
第 1 部 医療費適正化計画の基本的事項

第1章 背景

近年、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の実施や診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等の電子化の進展など、健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

そのような中、「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」においても、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康の保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する」とされ、保険者はレセプト等を活用した保健事業を推進することとされました。

また、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）の一部が改正され、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、保健事業の実施及び評価を行うものとされました。

本市においても、平成28年1月に「福岡市国民健康保険医療費適正化計画」を策定し、同計画に基づき、本市の健康課題に対応した効果的かつ効率的な保健事業及び医療費適正化事業を実施することにより、本市国民健康保険被保険者の健康の保持増進及び医療費の適正化を図ってきました。

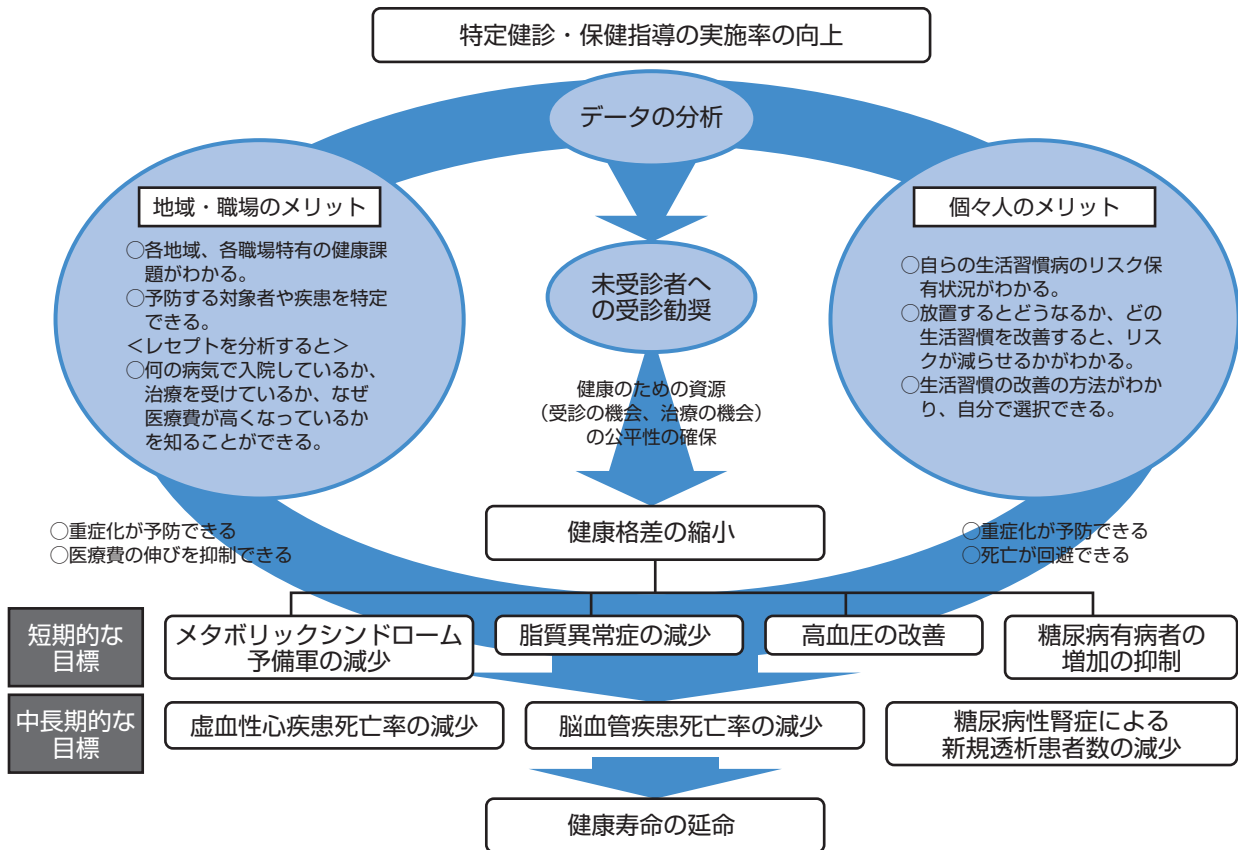
第2期計画では、これまでの取組をさらに推進するとともに、新たに明らかになった健康課題への対策を実施し、より一層の被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を図ります。

第2章 計画の位置づけ

本計画は、保険者である福岡市が、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業及び医療費適正化事業の実施を図るための計画で、「データヘルス計画」と「給付適正化計画」で構成されます。「データヘルス計画」と同様の保健事業実施計画である「福岡市国民健康保険特定健診・特定保健指導実施計画 第三期」は、本計画において「データヘルス計画」と一体的に策定することとし、第4部に位置づけています。

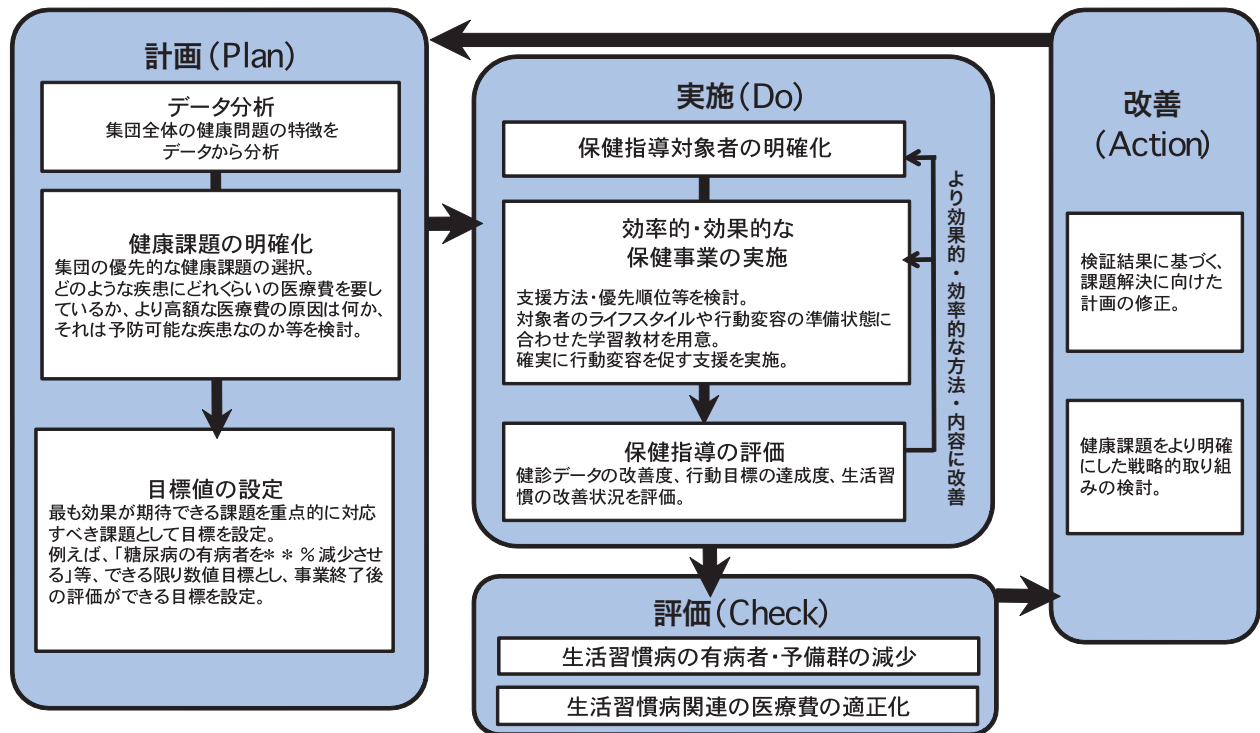
また、本計画は、福岡市の健康増進施策の基本的な計画である「健康日本21福岡市計画」と整合性を図り、策定、推進するものとします。

図表1 特定健診・特定保健指導と健康日本21



資料：標準的な健診・保健指導プログラム（平成30年度版） 図-1（厚生労働省）

図表2 保健事業のPDCAサイクル



資料：標準的な健診・保健指導プログラム（平成30年度版） 図-3（厚生労働省）

第3章 計画期間

医療費適正化計画（第2期）の計画期間は、特定健診・特定保健指導実施計画 第三期の計画期間とあわせ、平成30年度から35年度までの6年間とします。

第4章 実施体制

本計画の策定、事業実施、評価、見直し等は、福岡市国民健康保険課が主体となって行います。

福岡市国民健康保険課は、本計画の策定等において、福岡市内部の関係部局及び外部の団体と連携するものとし、策定に関して、福岡県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会の助言を受けます。

本計画は被保険者の健康の保持増進が目的であり、その実効性を高めるためには、被保険者自身が状況を理解して、主体的かつ積極的に取り組むことが重要であるため、国民健康保険運営協議会等を通じて、意見反映に努めます。

また、被保険者の健康の保持増進には、国保加入前からの働きかけが重要であることから、福岡県保険者協議会等の場を活用して、他の保険者との課題共有、事業連携等に努めます。

図表3 福岡市の実施体制図

